- 1. 件名:「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(高浜1, 2, 3, 4号炉 設置変更(津波警報が発表されない可能性のある津波への対策))【10】」
- 2. 日時: 令和2年4月13日 14時00分~15時20分
- 3. 場所: 原子力規制庁 9階C会議室(TV会議システムを利用)
- 4. 出席(※・・TV会議システムによる出席)
  原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

小山田安全規制調整官、岩田安全管理調査官※、名倉安全管理調査官、江嵜企画調査官※、深堀上席安全審査官、石井主任安全審査官、永井主任安全審査官、藤原主任安全審査官、松野安全審査専門職※、立元審査チーム員※

## 関西電力株式会社:

原子力事業本部 原子力技術部長 他27名※

## 5. 要旨

- (1) 関西電力から、高浜発電所の原子炉設置変更許可申請(津波警報が発表されない可能性のある津波への対策)について、本日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行ったが、十分な事実確認ができなかったことから、以下の点について詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。また、トリガー(判断基準)となる津波の基準津波としての扱いについては、前回会合の参考資料記載と同様であることを確認した。
  - ○燃料等輸送船の漂流物評価について、警報なし津波と早期襲来津波等との緊急退避 方法の違いを説明すること。
  - ○敷地外潮位計欠測時における、燃料等輸送船の運用方針を説明すること。
  - ○燃料等輸送船の荷役時における係留状態の維持の方針について、地震等で係留柱が 損傷しているような状況における燃料等輸送船の運用方針を説明すること。
  - ○運用時間の成立性検討の中で考慮する余裕時間の算定について、水位上昇側の津波に加えて、水位下降側の津波に関する水位変化の時刻歴波形も示し、海水ポンプの 取水性への影響に関する考慮の考え方を説明すること。
- (3) 関西電力から、了解した旨の回答があった。

## 6. その他

## 提出資料:

- ・高浜発電所 原子炉設置変更許可申請書 【津波警報が発表されない可能性がある津 波への対応】説明スケジュール(案)
- ・高浜発電所 原子炉設置変更許可申請 コメント整理表【津波警報が発表されない可能性がある津波への対応】

- ・高浜発電所 原子炉設置変更許可申請 【津波警報が発表されない可能性がある津波 への対応に係る指摘事項への回答について】
- ・高浜1号炉及び2号炉(3号炉及び4号炉) 津波に対する施設評価について
- ・高浜3号炉及び4号炉 津波に対する施設評価について

以上